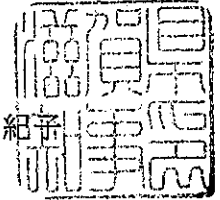


各市町長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀彦



宅地建物取引時における水害リスク情報の提供にかかる努力義務規定の施行について

平素は本県の流域治水行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号。以下「当条例」とします。）を制定したところですが、当条例第 29 条において、宅地建物取引業者に対して、宅地または建物の売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の水害リスク情報を提供する努力義務を規定しております。

このたび、滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則（平成 26 年滋賀県規則第 47 号）を 5 月 26 日に公布し、当該第 29 条の施行期日を平成 26 年 9 月 1 日（防災の日）と定めましたのでお知らせします。

貴市町におかれましては、当該規定の趣旨をご理解いただき、県民への周知についてご理解とご協力を賜りますとともに、公有地等の売払い等の際には民間事業者に率先した取り組みをすすめられますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 施行期日

平成 26 年 9 月 1 日

2. 周知にかかる協力をお願い

県民への周知について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

- ・ポスターの貼付、チラシの配布（後日、依頼文とともに送ります）
- ・研修会等での周知（当室から内容を説明させていただき職員を派遣します。）など。

3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例第 29 条について

浸水等の危険を知らずに住みはじめることのないように、宅地または建物の売買等の取引時に、宅地建物取引業者から相手方に対して、水害リスク情報（地先の安全度マップの想定浸水深および浸水想定区域）に関する情報を提供するよう、努力規定を設けたものです。

水害リスク情報につきましては、「滋賀県防災情報マップ」より詳細な情報を閲覧できます。

「滋賀県防災情報マップ」URL : <http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html>

（宅地または建物の売買等における情報提供）

第 29 条 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取

引業者は、同法第 35 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第 2 条第 1 号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するように努めなければならない。

4. 滋賀県における取り組みについて

民間事業者に率先した取り組みとして、滋賀県においては、平成 26 年度第 1 回入札より、公有地の売払い等の際には水害リスク情報を提供することとしたところです。

また、滋賀県土地開発公社においても、取引時における水害リスク情報の提供に取り組んでいます。

滋賀県土木交通部流域政策局

流域治水政策室

担当：一伊達、辻 TEL077-528-4291

FAX077-528-4904

Mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp